

遊離ホルムアルデヒド量検査

繊維製品に使用されている
加工剤で、**人の健康に関する
物質の使用が制限**されています。
(厚生労働省)



【繊維製品の加工剤に関する法律規制（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）】
抜粋

ホルムアルデヒド（樹脂加工） 対象品目

- ・生後 24 ヶ月以内の乳幼児用品（規制値 A-A₀ 値が 0.05 以下）
- ・一般用品（乳幼児用品を除く）下着・靴下・寝衣・手袋（規制値 75ppm 以下）

ホルムアルデヒドは、赤ちゃんや皮膚がデリケートな方などに、湿疹・かぶれ・皮膚アレルギーなどを引き起こす可能性があります。
ベビー用品や大人用の下着を含めた全ての商品について、ホルマリンの安全性をチェックしませんか？

ホルムアルデヒド検査対象アイテム（一例）

ベビー服



靴下



寝衣



ホルムアルデヒド検査（測定）



（納期）や（検査料金）（必要検体数） など、詳しくは下記までお問い合わせください

■お問合せ先 株式会社 生活品質科学研究所

中央研究所 : 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-6 1A・B・体°外幕張3階 TEL 043-298-2175 FAX 043-298-2177

関西総合検査センター : 〒564-0053 大阪府吹田市江の木町 25-16 TEL 06-6310-8491 FAX 06-6310-8473

<http://www.riql.jp> : ホームページのお問合せフォームからもご連絡いただけます